

組合員の皆様へ

文部科学省認可
学生・生徒24時間共済



キャリア教育共済協同組合

Mutual Aid Cooperatives Career Education

キャリア教育共済協同組合設立の目的

わが国は、これまでに経験したことのない少子高齢社会を迎えると同時にグローバル化への対応を迫られるなか、経済社会の維持・発展のために国民一人ひとりの生産性向上と労働力の安定的確保、国際的に活躍できる人材の育成が重要な課題となっています。

特に、今後の成長が期待される分野の中核的専門人材や、地方再生を担う地域人材、さらには世界を視野に入れたグローバル人材など、社会的需要に対応した質の高い人材育成を行うために、キャリア教育・職業教育への社会的期待が高まっています。

このような状況下において、学校に於かれましては「質の保証」を充実させるため「学生サポート」の活動や経営努力を個々に重ねてこられたことと思います。

その一方で、専修学校・各種学校の質とレベルを向上させるためには、学校ごとの経営努力だけでは限界があり、業界全体が団結する必要があるとの結論から、文部科学省認可を得て「キャリア教育共済協同組合」の設立に至りました。

そこで当組合は、学生・生徒へのメリットを最優先とし、相互扶助の精神に基づいた共済事業（学生・生徒24時間共済）を第一の柱に据えました。これにより専修学校・各種学校をはじめとするキャリア教育等を実施する教育機関に学ぶ多くの学生・生徒の支援になり、安心して学べる環境を提供することができます。各学校が安心・安全な教育環境を作り、我が国の将来を担う人材の育成をもって社会貢献に資することの一助となるよう努力して参ります。

つきましては、当組合設立の目的をご理解いただき、積極的なご賛同、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

キャリア教育共済協同組合役員

(令和4年度・5年度)

役員	氏名	学校名
代表理事(理事長)	福田 益 和	学校法人 福田学園 理事長
副理事長	小林 光 俊	学校法人 敬心学園 理事長
専務理事	島 袋 永 伸	専門学校 那覇日経ビジネス 代表
理 事	菅 原 一 博	学校法人 菅原学園 理事長
理 事	中 村 徹	学校法人 中村学園 理事長
理 事	川 越 宏 樹	学校法人 宮崎総合学院 理事長
理 事	前 鼻 英 蔵	学校法人 西野学園 理事長
監 事	岡 山 伸 子	学校法人 岡山学園 理事長

(順不同)

学生・生徒24時間共済とは

文部科学省認可(共済認可番号:27受文科総第1714号)

■卒業までの安心を、全ての学生・生徒に提供したい

近年、学生をとりまく環境は大きく変化し、学校管理下・管理外を問わず、様々な事故が発生しております。こういった状況下において、学校（法人）は、学生・保護者個々の判断による任意加入ではなく、福利厚生としての災害補償制度を学内に構築する必要があります。

当組合の共済事業である「学生・生徒24時間共済」は、学校が学内に補償制度（セーフティネット）を構築し、全ての学生・生徒が等しく補償される、さらなる安心・安全な教育環境の充実を目的とした、新しい学生サポート制度です。

学生・生徒24時間共済の概要・メリット

■補償は毎年4月1日開始、掛け金の振込は4月15日まで

補償開始が4月1日の場合、一般的な保険契約では3月末までの振込が必須となりますが、「学生・生徒24時間共済」では、振込日を4月15日までといたします。

■名簿の提出不要

契約締結の時点では、4月1日での入学者数が確定しないために「概算契約・確定精算方式」を採用しました。これにより、暫定人数での契約が可能、かつそれに伴う名簿提出も不要とすることにより、契約時の手続きを大幅に簡略化しました。

■補償コスト削減かつニーズに合った補償提供

共済制度は民間の保険会社より低コストでの運営が可能であり、共済加入全員での包括割引と、各学校の規模（学生・生徒数）による団体割引により、補償コストの大幅削減が実現できております。また、学校関係者の様々なご意見・ご要望のもと、それぞれの学校に応じた規約に基づき、学生・生徒に必要な補償を構築することが可能です。

■インターネット出願料金はサーバ管理費のみで利用可能

学生・生徒24時間共済にご加入頂いた学校においては、出願受理1件につき2,500円の利用料金が無料となり、サーバ管理費（1校あたり50,000円+税）のみでご利用いただけます。

■剰余金の割戻

共済事業から発生する剰余金がある場合、組合員である学校に「剰余金の一部」を還元することができます。還元額は、共済計理人（アクチュアリー）により計算されます。

■安全性

当共済は、格付けA以上の優良な再保険会社を手配し、大きな事故が発生しても会計を圧迫しないよう、安全な運営を致します。また中小企業等協同組合法に基づき、毎年事業報告・会計報告を文部科学省に提出し、同省の定期的な指導をうけることにより、透明性のあるディスクロージャーを行います。



海外旅行、海外留学の際のご注意

この補償制度は、日本国内外を問わず補償しますが、海外での医療事情によりましては、より高額な補償額が必要な場合があり、また手荷物の盗難等に対処するための携行品損害補償や疾病治療に対処するための疾病治療費補償は組み込まれておりませんので、海外旅行や海外留学の際は、別途海外旅行用の保険にご加入いただくことをお勧めいたします。

学生・生徒24時間共済の補償額例

◆ 一般学生・生徒用

※ 24時間補償、国内・海外問わず補償、天災補償、熱中症危険補償特約つき

補償対象者	補償の対象事由	種 類	補償額
学 生	ケガ	傷害死亡共済金	140万円
		傷害後遺障害共済金	程度により死亡共済金の4～100%
		傷害治療諸費用共済金	1事故30万円限度
	ケガ・疾病による死亡	葬祭費用共済金	90万円
	他人への損害賠償	賠償責任共済金 (天災危険対象外)	1事故3,000万円限度
扶養者	ケガ・疾病による死亡	葬祭費用共済金	50万円
1名あたりの共済掛金(年間)		6,500円 (100名～499名の場合)	

◆ 留学生【専門課程用】

※ 24時間補償、国内・海外問わず補償、天災補償、熱中症危険補償特約つき

補償対象者	補償の対象事由	種 類	補償額
留 学 生	ケガ	傷害死亡共済金	130万円
		傷害後遺障害共済金	程度により死亡共済金の4～100%
		傷害治療諸費用共済金	1事故30万円限度
	ケガ・疾病による死亡	葬祭費用共済金	80万円
	他人への損害賠償	賠償責任共済金 (天災危険対象外)	1事故3,000万円限度
	ケガ・疾病・遭難による救援費用	救援者費用共済金 (国内のみ、天災危険対象外)	100万円
1名あたりの共済掛金(年間)		6,870円 (100名～499名の場合)	

※ 2年連続で事故率が高い場合、共済掛金に割増がかかる可能性があります。

※ 日本語学校及び日本語学科は別途お問い合わせ下さい。

※上記プランは一例です。 その他プランもご用意しております。

学生・生徒24時間共済の補償の内容『MED』プラン



国 国内補償 **海** 海外補償 **天** 天災補償

海外旅行、海外留学の際のご注意

この補償制度は、日本国内外を問わず補償しますが、海外での医療事情によりましては、より高額な補償額が必要な場合があり、また手荷物の盗難等に対処するための携行品損害補償や疾病治療に対処するための疾病治療費補償は組み込まれておりませんので、海外旅行や海外留学の際は、別途海外旅行用の保険にご加入いただくことをお勧めいたします。

学生・生徒24時間共済の補償額例『MED』プラン

◆ 扶養者補償無しプラン

※ 24時間補償・国内、海外問わず補償および天災補償、熱中症危険補償特約つき

補償対象者	補償の対象事由	種 類	補償額
学 生	ケガ	傷害死亡共済金	200万円
		傷害後遺障害共済金	程度により死亡共済金の4~100%
		傷害治療諸費用共済金	1事故50万円限度
	感染症	感染症予防・治療諸費用共済金	1事故50万円限度
	ケガ・疾病による死亡	葬祭費用共済金	50万円
	他人への損害賠償	賠償責任危険共済金 (天災危険対象外)	1事故 1億円 限度
扶養者	ケガ・疾病による死亡	葬祭費用共済金	補償無し
学 校	他人への損害賠償	施設賠償責任共済金 (国内のみ、天災危険対象外)	対人:1名1億円 1事故 3億円 限度 対物:1事故・期間中1億円 限度
		個人情報漏えい共済金 (国内のみ、天災危険対象外)	1事故・期間中 300万円 限度
1名あたりの共済掛金(年間)		5,820円 (100名~499名の場合)	

◆ 扶養者補償プラン

※ 24時間補償、国内・海外問わず補償、天災補償、熱中症危険補償特約つき

補償対象者	補償の対象事由	種 類	補償額
学 生	ケガ	傷害死亡共済金	200万円
		傷害後遺障害共済金	程度により死亡共済金の4~100%
		傷害治療諸費用共済金	1事故50万円限度
	感染症	感染症予防・治療諸費用共済金	1事故50万円限度
	ケガ・疾病による死亡	葬祭費用共済金	50万円
	他人への損害賠償	賠償責任危険共済金 (天災危険対象外)	1事故 1億円 限度
扶養者	ケガ・疾病による死亡	葬祭費用共済金	50万円
学 校	他人への損害賠償	施設賠償責任共済金 (国内のみ、天災危険対象外)	対人:1名1億円 1事故 3億円 限度 対物:1事故・期間中1億円 限度
		個人情報漏えい共済金 (国内のみ、天災危険対象外)	1事故・期間中 300万円 限度
1名あたりの共済掛金(年間)		7,960円 (100名~499名の場合)	

※上記プランは一例です。 その他プランもご用意しております。

学生・生徒24時間共済の詳細

プランにより補償される項目は異なります。

補償の種類	お支払いする場合	お支払いする共済金
傷害死亡共済金	学生・生徒が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ・食中毒が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。 食中毒は、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を補償します。主なものは、サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ピブリオ菌、ノロウイルス、A型肝炎ウイルス等があります。	共済金額の全額をお支払いします。 すでに支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
傷害後遺障害共済金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、学生・生徒に事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。 食中毒または特定感染症を発病し発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度(第1級～第14級)に応じて、共済金額を限度に次のとおり共済金をお支払いします。 共済金額×100%～4%
傷害治療諸費用共済金	学生・生徒が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、治療をした場合。	治療開始日からその日を含めて365日以内に負担した医療費、差額ベッド代、交通費等を、共済金額を限度に、公的医療保険制度または労働者災害補償制度により支給された費用等を差し引いた実費を共済金としてお支払いします。
賠償責任危険共済金	学生・生徒が学校管理下の活動(正課・学校行事・課外活動など)、インターンシップ中・臨床実習中やその他日常生活(アルバイトを含みます)において、事故により他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合。また、学生・生徒の居住する住宅の使用・管理に起因する賠償事故も併せて補償します。	損害賠償金および費用(応急手当、護送費用、訴訟費用等)の合計額をお支払いします。 ●損害賠償金については、1回の事故につき、共済金額を限度とします。 ●賠償金額等の決定には、事前に当組合の承認が必要です。 ●当組合があらかじめ認めたと応急手当、護送その他緊急措置に要した費用等は共済金額にかかわらずお支払いしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。 ●他の補償契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払いします。ただし、他の補償契約等により優先して支払われる場合または支払われた場合には、それらの合計額を差し引いた額に対してのみお支払いします。
葬祭費用共済金	学生・生徒または学生・生徒の扶養者が、傷害または疾病により死亡した場合、学校等が定める補償規程によりお支払いします。 疾病とは、傷害以外の身体の障害をいい、自殺は疾病に含みます。ただし、扶養者の自殺については、労働者災害補償保険法等の法令に基づく災害補償制度が適用されている場合に限りま。	共済金額の全額をお支払いします。

補償の種類	お支払いする場合	お支払いする共済金
救援者費用共済金	<p>学生・生徒が共済期間中、日本国内において次の①～④のいずれかに該当したことにより、共済契約者、学生・生徒または学生・生徒の親族が費用を負担した場合。</p> <p>① 学生・生徒が搭乗している航空機・船舶が行方不明または遭難した場合。</p> <p>② 急激かつ偶然な外来の事故により学生・生徒の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合。ただし、学生・生徒の生死が確認できた後、もしくは緊急な捜索・救助活動が終了した後に発生した右記(b)および(c)の費用は対象となりません。</p> <p>③ 学生等が死亡した場合で、次のいずれかに該当した場合。 ア. 共済期間中に被った傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。 イ. 初年度契約の共済責任の始期以降に発病した疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として共済期間中に死亡した場合。</p> <p>④ 学生等が入院した場合で、次のいずれかに該当した場合。 ア. 共済期間中に被った傷害を直接の原因として継続して14日以上入院した場合。 イ. 初年度契約の共済責任の始期以降に発病した疾病(妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。)を直接の原因として、継続して14日以上入院した場合。ただし、共済期間中に治療を開始していた場合に限りません。</p>	<p>負担された下記(a)～(e)の費用をお支払いします。</p> <p>(a) 捜索救助費用 (b) 現地との1往復の交通費。ただし、救援者2名分を限度とします。 (c) 現地および現地までの行程におけるホテル等の宿泊施設の客室料 ただし、救援者2名分、かつ1名につき、14日分を限度とします。 (d) 現地からの移送費用 (e) 渡航手続き費用(パスポート印紙代、ビザ取得料等)および現地での諸雑費(交通費、電話料等)。ただし、日本国外は20万円、国内は3万円を限度とします。</p>
施設賠償責任共済金 実習先賠償	<p>学生・生徒が日本国内の実習先で起こした賠償事故に起因して、学校が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合。</p>	<p>損害賠償金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 損害賠償金については、1回の事故につき、共済金額を限度とします。 ● 賠償金額等の決定には、事前に当組合の承認が必要です。 ● 他の補償契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払いします。ただし、他の補償契約等により優先して支払われる場合または支払われた場合には、それらの合計額を差引いた額に対してのみお支払いします。
個人情報漏えい共済金	<p>共済期間中に日本国内の学生・生徒が実習先の個人情報漏えいし、学校が法律上の損害賠償責任を負った場合。 ※賠償請求が日本国内において提起された場合に限りません。</p>	<p>損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金をお支払いします。 支払いする共済金については、1事故・期間中300万円を限度とします。</p>
初期対応費用共済金	<p>学生・生徒が日本国内の実習先で起こした賠償事故に起因して、学校が初期対応の費用を負担した場合。</p>	<p>学校が初期対応費用として事故状況の調査・記録・事故現場取片付け・通信費や見舞金(人身事故のみ)等で社会通念上妥当な額を負担した費用について共済金をお支払いします。 お支払いする共済金については、1事故500万円/期間中1億円を限度(身体障害1名10万円限度)とします。</p>
訴訟対応費用共済金	<p>学生・生徒が日本国内の実習先で起こした賠償事故に起因して、第三者が学校に対して訴訟を裁判所に提起した場合。</p>	<p>訴訟対応するための学校が負担する社会通念上必要な費用に対して共済金をお支払いします。 お支払いする共済金については、1事故1,000万円/期間中1億円を限度とします。</p>
人格権侵害共済金	<p>学生・生徒が日本国内の実習先で患者さんや病院スタッフに対して、不当な事由の侵害、名誉棄損やプライバシーの侵害等で起こした賠償事故に起因して、法律上の損害賠償責任を負った場合。</p>	<p>損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金をお支払いします。 お支払いする共済金については、1名50万円/1事故・期間中1,000万円を限度とします。</p>

プランにより付加される特約は異なります。

特約の種類	内容
熱中症危険補償特約	日射または熱射により死亡または後遺障害が発生した場合もしくは医師による治療を要した場合に共済金をお支払いします。
受託品に係る賠償責任の一部変更に関する特約	学生が学校の備品を預かり自宅内で保管している間、または預かっていた備品を返却するため自宅外に持ち出している間に破損、紛失もしくは盗難にあった場合に共済金をお支払いします。
感染症予防・治療諸費用特約	次の感染症を原因として負担した検査、予防または治療のための費用に対して感染症予防・治療諸費用共済金をお支払いします。 ●エボラ出血熱、結核、鳥インフルエンザ、コレラ、A型肝炎、マラリア、インフルエンザ、麻しん、 新型インフルエンザ 等
特定感染症危険「後遺障害共済金、入院共済金および通院共済金」補償特約	本特約では、『感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律』における下記の1類から3類の感染症について補償されます。 1 類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 2 類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（コロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1に限る） 3 類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157 等）、腸チフス、パラチフス

プランにより補償される項目は異なります。

補償の種類	お支払いできない主な場合
傷害死亡共済金	<p>下記が原因であるケガ、下記の症状の場合には共済金をお支払いできません。</p> <p>① 契約者・学生・生徒・受取人の故意 ② 学生・生徒の自殺、犯罪、けんか ③ 学生・生徒が法令で定める運転資格をもたないで、または酒気を帯びて、もしくは麻薬、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れのある状態で、自動車または原付バイク等を運転中に生じた事故 ④ むち打ち症や腰痛で他覚症状がない場合 ⑤ 学生・生徒の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑥ 学生・生徒の妊娠、出産、早産、流産、外科手術その他の医療処置（この共済で共済金を支払うべき傷害治療のための医療処置を除く）など</p>
傷害後遺障害共済金	
傷害治療諸費用共済金	
救護者費用共済金	
賠償責任危険共済金	<p>下記の事由により発生した損害に対しては共済金をお支払いできません。</p> <p>①学生・生徒の故意 ②学生・生徒が所有、使用、管理する他人の財物損壊に対する損害賠償 ③学生・生徒の職務に直接起因する損害賠償 ④学生・生徒の同居の親族に対する損害賠償 ⑤学生・生徒の心神喪失に起因する損害賠償 ⑥学生・生徒の闘争・自殺・犯罪行為に起因する損害賠償 ⑦車両（原付）、船舶、航空機の使用による損害賠償 など</p>
葬祭費用共済金	<p>下記が原因であるケガ、下記の症状の場合には共済金をお支払いできません。</p> <p>①学生・生徒または学生・生徒の扶養者が共済契約の始期の直前 12 か月以内に疾病と医学的に因果関係のある疾病について、医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた場合 ②学生・生徒または学生・生徒の扶養者の故意による損害 ③学生・生徒が法令で定める運転資格をもたないで、または酒気を帯びてもしくは麻薬、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れのある状態で、自動車または原付バイク等を運転中に生じた事故による損害 など</p>
施設賠償責任共済金（実習先賠償）	<p>下記の事由により発生した損害に対しては共済金をお支払いできません。</p> <p>①学生・生徒の故意 ②他人の財物の破損、紛失、盗取もしくは詐欺またはその使用の不能もしくは阻害 ③クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害 ④企業その他組織の信用毀（き）損、信頼の失墜またはブランドの劣化に起因する損害賠償請求 ⑤風評損害に起因する損害賠償請求 ⑥損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p>
個人情報漏えい共済金	
初期対応費用共済金	
訴訟対応費用共済金	
人格権侵害共済金	

事 故 例

◆学生のケガ：治療諸費用共済金

事故内容	対象の有無
友人宅へ行く途中、自転車で走行中転倒、ケガをした。	○
学校でトレーニング中、誤ってトレーニング器具に左腕がひっかかり、骨折。	○
友達とケンカをして、傷害事件をおこした。	×
スポーツ大会の試合中、転倒し骨折した。	○
自宅で料理中に電気ケトルの熱湯をかぶり、腕、顔、胸、腹、足を火傷した。	○
飲酒して原付で帰宅中、電柱にぶつかって負傷。	×
インターンシップ中に、ケガをして通院。	○
飲食店で食事をした後、ノロウイルスにかかり、入院・治療。	○
授業中、地震で棚が倒れ下敷きになり、骨折。	○
スズメバチに刺され、病院で治療を受けた。	○

◆学生の死亡：傷害死亡共済金・葬祭補償共済金

事故内容	対象の有無
学生が乗用車を運転し、バスと衝突、死亡。	○
自転車でアルバイトから帰宅中、車に衝突され死亡。	○

◆学生の死亡：葬祭補償共済金

事故内容	対象の有無
自殺	○
サッカーの試合中、急に倒れ、急性心筋梗塞で死亡(突然死)。	○

◆扶養者死亡：葬祭補償共済金

事故内容	対象の有無
交通事故	○
自宅階段からの転落死	○
心筋梗塞 (注)	○
癌で死亡 (注)	○
心臓疾患 (注)	○
自殺 ※労災認定があった場合のみ○ それ以外は×	△※
地震等の天災により死亡	○

(注) 疾病の場合、持病・既往症がある場合は対象外となりますので、ご注意ください。

◆賠償事故：個人賠償責任共済金

事故内容	対象の有無
学生が誤って学校のガラスを割り、窓の下に駐車中の車3台に傷をつけた。	○
通学途上、自転車で歩行者をはねてしまった。	○
バイクやマイカーで、通学途中に歩行者をはねてしまった。	×
サッカーの大会中、相手の選手をケガさせてしまった。	×
インターンシップ中、派遣先企業の機械を誤って壊してしまった。	○
家のベランダから誤ってモノを落とし、歩行人にケガをさせた。	○
アルバイト先で、他の従業員にケガを負わせてしまった。	×
介護体験活動中に、入浴させようと持ち上げた老人を誤ってケガをさせてしまった。	○

文部科学省認可

組合認可番号：27 受文科総第1713号

共済認可番号：27 受文科総第1714号

共済認可番号：28 受文科総第1718号



キャリア教育共済協同組合

Mutual Aid Cooperatives Career Education

〈本部事務局〉

〒102-0073 東京都千代田区九段北4丁目2-25

全国専修学校各種学校総連合会／一般財団法人職業教育・キャリア教育財団事務所内

TEL:03-3230-4814 FAX:03-3230-2688

〈大阪事務局〉

〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町9丁目1-22

TEL:06-6191-8118 FAX:06-6191-8116

お問い合わせ先

フリー
ダイヤル



0120-014-888